

平成27年9月定例会 県土整備委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き，委員会を開きます。（10時53分）

これより，県土整備部関係の調査を行います。

この際，県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について，理事者側から説明を願うとともに，報告事項があれば，これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島県流域下水道条例の一部改正について
- 議案第11号 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について
- 議案第15号 平成27年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第16号 平成27年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第17号 平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について
- 議案第18号 平成27年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第19号 一般国道438号道路改築工事上分2号橋上部工の請負契約について
- 議案第20号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 報告第1号 徳島県継続費精算報告書について
- 報告第4号 平成26年度決算に係る資金不足比率の報告について
- 報告第6号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分_の報告について

【報告事項】

- 早明浦ダム再編事業について（資料②）

海野政策監

それでは，今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして，御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次をお開きください。

今回，提出を予定しております案件は，平成27年度9月補正予算並びに，その他の議案等といたしまして，条例案，受益市町村負担金，請負契約，継続費精算報告書，資金不足比率の報告及び専決処分の報告についてでございます。

それでは，資料の1ページでございますが，一般会計の歳入歳出予算・総括表でござい

ます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目、補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部全体で1億3,850万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、554億4,258万6000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、2ページの特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く、3ページから5ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、3ページ、住宅課では、新規事業、地方創生住みたい徳島推進事業として、1,350万円の補正をお願いいたしております。

4ページの交通戦略課でございます。新規事業、とくしま回帰エアサポート推進事業といたしまして、2,000万円、さらに、新規事業、みんなで徳島に来んね福岡線とくとく事業として、500万円、合わせて、2,500万円の補正をお願いしております。

5ページの高規格道路課でございます。高速道路建設に係る用地事務の実施等に要する経費といたしまして、1億円の補正をお願いいたしております。

次に、6ページのその他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。今回は、4件の条例改正を提出させていただいております。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

次の、イ、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、県営住宅集約化建替事業が完了したことに伴い、集約化の対象となった県営住宅を廃止するものでございます。

7ページのウ、徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

次の、エ、徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案につきましては、沖洲流通港湾に定期貨客船のための荷さばき地及び野積場を新設することに伴い、使用料の額を定めるものでございます。

続いて、8ページの（2）受益市町村負担金でございます。

このページから14ページにかけて、事業の実施を予定しております各市町村ごとに事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

8ページから9ページでございますが、道路局部改良事業など、道路整備課が所管する事業でございます。

10ページは、公共街路事業など、都市計画課が、11ページは、旧吉野川流域下水道建設事業で、水・環境課が、12ページ及び13ページは、県単独砂防事業など、砂防防災課が、14ページは、港湾改修事業など、運輸政策課が、それぞれ所管する事業でございます。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、15ページでございます。

（3）請負契約でございます。

ア、一般国道438号道路改築工事上分2号橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札しております。

16ページの同じく、請負契約でございます。

イ、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約につきましても、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札しております。

次に、17ページの一般会計継続費精算報告書でございます。

平成24年度から平成26年度にかけて継続費を設定いたしました加賀須野橋上部工架設事業につきまして、平成27年2月定例会において、お認めいただきました変更額のとおり、精算したことを報告するものでございます。

続いて、18ページでございます。

（5）平成26年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、県土整備部が所管いたしております、流域下水道事業特別会計と港湾等整備事業特別会計の2事業会計について、平成26年度決算に係る資金不足比率を報告するものでございます。

表の資金不足比率の欄にバーで記載しておりますとおり、両会計とも資金不足額は発生しておりません。

19ページ、資金不足比率の議会への御報告に先立ち、同法の規定により、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、20ページに記載しております資金不足比率審査意見書の第3審査の意見欄にございますとおり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとして、お認めいただいております。

21ページの（6）専決処分の報告についてでございます。

このページから次のページにかけて、ア、道路事故の損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。

徳島市地内の県道徳島小松島線などで発生しました道路事故13件につきまして、表に記載の賠償金額で、それぞれ和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続いて、1件、報告事項がございます。

お手元の資料の早明浦ダム再編事業についてを御覧ください。

早明浦ダムにつきましては、吉野川における治水対策の一翼を担うとともに、四国の水瓶と呼ばれる多目的ダムであり、本県はもとより四国の治水・利水の要として、我々の豊かな暮らしを支えております。

しかしながら、近年は、①災いの年と言われた平成16年の台風23号による大規模な浸水被害、②平成6年度以降3度にわたって利水容量が枯渇したダムパンクなどを経験し、治

水・利水両面において、課題が生じております。

こうした状況を受け、この度、国が主導する形で、ダム機能の向上を図る再編事業が計画されるとともに、去る9月7日には、国と四国四県で構成する早明浦ダム再編事業に係る検討の場・幹事会が開催され、ダム再編に向けての検討が開始されたところでございます。

幹事会の場では、治水能力の向上に向けた放流設備及び洪水調節能力の増強や異常渇水に備えるため本県が所有する未利用工業用水の一部を渇水対策容量として確保することなどが議論されることから、今後とも、本県からは、吉野川の歴史を踏まえた治水対策の重要性について意見するとともに、庁内においては、工業用水や農業用水などを所管する関係部局と連携し取り組んでまいります。

また、一方、現在の吉野川におきましては、銅山川の河川環境の改善や渇水時における香川用水・宝山湖の運用方法などの問題が残されていることから、こうした問題についても早明浦ダム再編事業の中で論議しながら、今回のダム再編が、本県の県益増進につながるよう、さらに、四国四県の発展に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

ただいま御報告いただきました早明浦ダムの再編事業についてお尋ねをしたいと思っております。

吉野川に係る治水と利水の問題解決に向けて、国が四国四県と協議をし、今後必要な対策を講じていくということでございますが、一方で、本県に流れている未利用工業用水の一部を香川県に売却するといった、そういう話も報道等で聞いているところであります。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、現在、吉野川に流れている未利用工業用水は、そもそも香川県に分水しても本県にとって何ら影響がない水であるかどうか、担当室長の御答弁をお願いしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

まず、本県が早明浦ダムで開発をしました工業用水は、毎秒8.03トンでございます。うち、現在、2.03トン旧吉野川から吉野川北岸工業用水として取水しておりまして、徳島市の川内町とか松茂町、また、鳴門市の企業や工場団地で活用されております。残る毎秒6トンは未利用でございますが、そのまま河口に流れておりますが、未利用といいましても、吉野川の流量維持を担う重要な水でございます。麻名用水と農業用水取水時の水位の

保持、また、上水道の水源として取水しております徳島市等8市町の水道水源の水質の保全、また、下流における地下水の塩害防止に役立っておりますのでございます。このため、これを流域外に分水するとなれば、これら農業用水の取水であるとか、あるいは水質、地下水への影響について、十分な影響の予測、また検証が必要と考えております。

山西委員

未利用の工業用水が毎秒6トン流れなくなると、吉野川の水量はどの程度変化をするのか、お尋ねをいたします。

綿貫水資源・流域振興室長

未利用工業用水毎秒6トンの一部を売却する方向で検討が進められておりますけれども、全量の毎秒6トン、この量のイメージということでお話をいたしますと、毎秒6トンといいますと、年間で1億8,900万トン、これは東京ドーム150個以上に相当いたします。また、水位と流量の観測実績による国の試算によりますと、比較的吉野川の水位、水量が低い時期におきまして、阿波中央橋の地点でおおむね3センチメートル水位が下がると見込まれております。この3センチメートルといいますと、少し小さいイメージを抱かれるかとは思いますが、例えば、今年の5月下旬、吉野川のほうではあまり、渇水というほどでもなかったんですが、阿波中央橋の下流、西条大橋の地点で、あと4センチメートル水位が下がれば、吉野川下流農地防災事業での取水、柿原堰からの取水の制限が行われるという事態になっていたこと、また、麻名用水の取水口におきましては、みお筋の変化によりまして、水位が数センチメートル足らずに、自然の取水が困難となった過去の状況等を鑑みましたら、数センチメートルというのはそれほど影響が小さいものではないと考えております。

山西委員

では、吉野川の水を香川県に売却するとした場合に、その値段について、現時点で国から提示をされている額は大体幾らか、お尋ねをいたします。

綿貫水資源・流域振興室長

売却額につきまして、国から提示されている額というのは、あくまで国のほうが一方的に考える計算式で計算したイメージ的なものでございまして、今後の議論、協議で大きく変わるものでございます。現時点で金額が先行しますと、もちろん売るほうはより高く、買うほうはより低くという、今後の協議が収拾がつかなくなるおそれがございます。なお、最終的には本県予算に直結をいたします。このため、県議会で御論議、また御採決をお諮りいただく議案となりますので、その際にはしっかり御説明ができますよう、今は鋭意交渉を進めている段階でございますので、現時点での公表についてはお控えさせていただくことを御理解申し上げます。

山西委員

現時点では公表できないということで、よくわかりました。しかし、吉野川の水の価値とは一体どのような算定方法で具体的な金額が出されていくのか、過去に他県の河川で事例があるのかどうか、そのあたりも含めて算定方法について教えていただければと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

早明浦ダムにより開発された水の価値の算定方法につきましては、決められた規定というのはございません。また、利根川とか、あるいは木曾川、筑後川といいます、いわゆる他県のフルプランの水系におきましても、過去に流域を越えて水が売買された例はないと、吉野川が最初の事例になるのではないかと四国地方整備局からは聞いております。

この中で、一般的な算定方法ということでございますが、おおむね今3パターンが提示されております。一つは、建設費負担金方式というもので、これは、早明浦ダムの建設時の負担金額を利水容量で割りまして、減価償却も勘案して1トン当たりの単価を算定する方法、もう一つは、身替り建設費といたしまして、売却対象の水量を確保するために新たにダムを建設する場合、これに幾ら費用がかかるか、それを算出しまして売却額とする方法、もう一つは、妥当投資額方式といたしまして、今回売却対象とされている未利用工業用水を、今後、ダムの耐用年数までの間、本県が工業用水として活用できた場合に得られる本県使用料収入の総額をもって水の価値とするといったような一般的なルールがございます。

楠本県土整備部副部長

今、いろんな議論ということで御質問を受けておりますが、まだ、今御質問にあった、売る前提とか、そういうことはまだそこまで行っておりませんし、お金に価値として換算できるものか、過去の歴史もございますし、そういったことで、特に交渉に当たる場合には、まず治水の問題でありますとか、そういったすぐにお金に換えられるというようなこともございませんので、徳島県としては治水とか全体を過去も踏まえて交渉に当たっていきたいということでございますので、あくまで今、室長が答えたのは、そういった場合の仮定ということで御理解をいただきたいと思っております。

山西委員

あくまでも一般論として想定される仮定の話として私も質問させていただいております。大変県民の皆様方も関心の高いことでございますので、引き続きお尋ねをしたいと思います。もちろん仮定でございますが、現時点でわかる範囲内でお答えをいただければと思います。

ただいま、室長のほうからも、三つぐらいの計算式が一般的に考えればあるということでございますが、徳島県としては、どの算定式がベストであるかと、もしお考えがありましたら、お答えいただけたらと存じます。

楠本県土整備部副部長

まず、算定式に関しては、どれがいいというのはまたお答えできませんし、交渉という過程になれば、こういったことに関して、いろいろ交渉過程にも出てきますので、そういった徳島県の考えとして、今、どの算定式がいいというようなことはございませんので、あくまで今後、全体を含めた交渉ということになりますので、その点御理解いただきたいと思えます。

山西委員

よくわかりました。そうしましたら、今後、慎重に検討していただきたいと思えます。

続いて、国や四国四県に対しては、吉野川の水の本来の価値についてはこれからしっかりと検討していただきたいと思うんですが、先週、先ほど部長のほうからも御報告ございましたように、7日の月曜日にその検討の場が開催をされたと聞いておりますが、その会合の中で徳島県も様々な主張を行ったと思えます。その会議に出席をされた担当室長にお伺いしますが、四国他県はどのような反応をされたのか、教えていただければと思えます。

綿貫水資源・流域振興室長

9月7日に開催されました早明浦ダム再編事業に係る検討の場における本県主張に対する四国他県の反応ということでございますが、まず、早明浦ダムでの治水対策や濁水対策、これに要する工事費は、四国四県の中では本県のみが背負うという前提でございました。これに対し、治水や濁水対策は、ダム下流の高知県や水道水源として池田ダムから分水を受けている香川県にも恩恵を与えるものであり、各県に応分の負担を求める主張を行ったところでございます。

それへの反応ということでございますが、まず、香川県からは、香川県にとって吉野川の洪水は関係ない、治水と利水は切り離して議論すべきとの異議が出されました。これに対して、私は、池田ダムから分水を受けていながら、吉野川の洪水は香川に関係ないというのはいかがなものかという話をしております。また、吉野川の支川、銅山川、この上流にある愛媛県内のダム群から本県区間への適正な放流がなされていない点につきまして、まずは国に対してこの点をどう捉えているのか等を要請しましたところ、国と愛媛県双方から、銅山川の問題というのは、今回、別の場で検討すべきでないかとの回答がございました。これに対しまして、銅山川は吉野川の重要な支川でございますので、愛媛県内にあるダムや堰により、下流の三好市山城あたりは減水区間、また水無川となっており、環境問題も生じていることから、同じ水資源行政を担う者として、そのような考えでいいのかということをお返しております。総じて四国の水問題は、地域間の摩擦でありますとか、あるいは県益、過去の水争いの歴史など複雑に絡んでおまして、先般の検討会では、そういったそれぞれの主張、異論、反論、こういうのがぶつかり合うというような状況でございました。

楠本県土整備部副部長

今、室長がお答えした分につきましては、担当室長段階で香川県等の御意見が出たということで、これが各県の意見というものではございませんので、今後、各部局、県土整備部以外も全部関係しますので、全庁的な考えということで、今お答えした分については、まず担当室長とかの考えということで話が出たようです。オーソライズされたものは、今のところはまだ全然出ておりませんので、今後ということになりますので、その点御理解いただきたいと思います。

山西委員

担当室長も今回この会議に出席をされておって、非公開で行われたということで、なかなか県民の皆様方にはその内容等々は届いていない状況であったかと思えます。そこでお尋ねをしているわけでありまして、もちろん公表できる範囲内ということは大前提で私もお尋ねをしておりますし、仮定の話であり、一般論としてもお伺いしております。もちろん徳島県の立場としてはしっかりと主張していただきたいということで、担当室長が大変踏み込んで主張していただいたことには敬意を表したいと思います。

そこで、このような構図の背景には、水問題にかかわる過去の争いの歴史があるように思います。過去の水争いの歴史についても簡単にお尋ねをしたいと思えます。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川水系におきます水問題に係る過去の歴史でございますが、まずは、昭和初期の銅山川から愛媛県、現在の四国中央市、これへの分水に至る経緯の中で、まず、国や愛媛県による強硬な分水事業の推進があったということが挙げられると思えます。当時、県議会議員で水の医者とも呼ばれました三木熊二氏の見識、尽力により、その分水が徳島県に与える影響の大きさ、これが白日のもととなりまして、本県は当時反対の立場を貫きましたけども、国策として分水が決定された経緯がございます。

その後、昭和30年代に入りまして、当時の本県の原知事が不審に思い水量調査をして追及すると、愛媛県は分水協定で定めた取水量の約2倍もの水を、約6年間取り続けていたという協定違反の実態もございました。また、昭和50年代に入りますと、早明浦ダムが異常渇水に見舞われたときには、銅山川の水を分水協定に留意して対応する、つまり、徳島県側に流すと国が文書で方向性を示しながらも、過去、早明浦ダムが渇水、枯渇しましたときに、銅山川から本県吉野川本川に水が流されたという実績はございません。

あと、香川分水でございますが、香川県は全国有数のため池を擁しておりますし、吉野川の水を300万トン貯留した宝山湖、これを整備しておりますが、渇水時には吉野川の水を早明浦ダムが枯渇するまで自分が先に取り続けているという、そして、自らのため池とか宝山湖というのは温存させているという実態がございます。

本県は、渇水時には未利用工業用水を早い段階からも放流を止めたり、そして一部を香川県に流したり、あるいは、農業用水の一部を上水の水源に融通するなど、できる限りの対策を講じておりますが、香川県ではその際はため池の水を温存させている。また、平成17年の渇水時では、本県の既得権益である不特定用水のカットまで四国地方整備局長が本

県に求めてくるなど、まずは吉野川の水を取れるだけ取ろうというような実態がございます。

このように、四国他県というのは、虎視眈々と吉野川の水資源を狙っているんだと、それに異議を唱えてきた本県との間に水争いという歴史が流れてきているんじゃないかと考えております。

山西委員

今日の私たちも吉野川の水利用の恩恵を受けて、渇水時においても断水といった事態も回避をされてきているところがございます。かつて、吉野川の水利用に向け、先人の皆様方が命がけで取り組んでくださった歴史も忘れがちになってきているというふうに、私自身はそういう思いもいたしております。この点、これから協議に当たる県土整備部、そして担当室長として、このことをどのように受けとめておられるか、室長の所見で結構でございますので、お伺いをしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

吉野川の水利用に向けた先人等が取り組んできた歴史、これが忘れがちになっているということでございます。吉野川は、いわゆる河岸段丘という、水利用には多大な困難を要する大河でございます。そして、現在に至るに、多くの先人の血と汗が流されております。また、吉野川の豊かな恵みの一方で、甚大な洪水被害も過去幾度となく受けております。このような清と濁もあわせ受けとめてきた地域の歴史、この中で形成されました流域のアイデンティティーといいますか、その思いを私たちが共有していくことは大変大切なことと常に心にとどめております。

今回、早明浦ダム再編事業に臨むに当たりまして、去る8月24日に県職員を対象とした吉野川の水問題研修会を開催しましたところ、若手職員を中心に160名もの職員が出席をいたしました。吉野川への思いというのは県職員の中には生きてると心強く感じたところがございます。今回スタートしました早明浦ダム再編事業、この事業の進捗を通じて、県職員のみならず、また、利害関係者のみならず、多くの県民の方々に改めて吉野川の水問題に目を向けていただく契機となればと考えておる所存でございます。

山西委員

大変心強い室長からの御答弁でございました。是非、ただいま答弁をいただきました、このような立場を踏まえて交渉に当たっていただきたいと思っておりますし、また、本県の主張をしっかりとさせていただきたいとお願いしておきたいと思っております。そして、同時に、この今回の早明浦ダムの再編事業、この問題については、県民の皆様方にとっても影響を受ける話でございますので、でき得る限りの情報を公開していただきまして、しっかりと交渉に当たっていただきますように要望して私の質問を終わらせていただきます。

喜多委員

海野政策監におかれましては、久しぶりに徳島へ再度来ていただきました。この間の常総市の被害等に見られますように、県土を守るといというのは本当に大変なことであろうし、莫大な経費とともに、一番大切な人命が守られる中で、これから政策監中心に皆が一体となって、徳島県民の命と、そして県土を守るために尽力してほしいなとつくづく思う次第でございます。請う御期待でございますので、よろしくお願ひします。

今説明がありました住宅課の中で、新しい事業で地方創生「住みたい徳島」推進事業ということで、1,350万円の補正予算が出されました。空き家対策も含めて、これからの徳島県、まだまだ空き家が増えるのではなかろうかということをお前の委員会でも言われたようでございます。そんな中で、すごくいい事業と思っておりますので、この空き家の状況について、現在、徳島県でどのような状況になっておるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

渡邊住宅課長

徳島県内の空き家の状況について御質問いただきました。こちらのほうにつきましては、平成25年の住宅土地統計調査に基づきまして、これは推計値になりますけれども、平成25年時点で、徳島県内36万4,900戸の住宅総数に対しまして、空き家につきましては6万4,000戸、このうち利用予定がない空き家につきましては3万6,000戸ということで、住宅総数に対して9.9%という状況になってございます。

喜多委員

わかりました。市町村等において、その中で、老朽化して公道に倒れてくるとか、いろいろと影響があるものについては取り壊しをするというようなことの事業もやっておるようでございますけれども、その状況はどうでしょうか。

坂部建築指導室長

ただいま、喜多委員より老朽危険空き家・空き建築物除却事業の実績について御質問がございました。平成26年度の実績につきましては93件でございます。平成27年8月末現在の実績につきましては54件でございます。平成22年度から空き家除去を行っておりまして、累計で231件となっております。

喜多委員

これも、市町村の補助を出して、国の補助も含まれてだろうと思ひますけれども、平成22年から200件の取り壊しが行われるということで、今までも、空き家になって、どこへ行ったのかもわからんような状況の家がたくさんあった中で、徳島市内にもありました。そんな中で、何とかならないかという相談があった中で、今、個人の持ち物であるので、いわゆる行政が立ち入ることができませんという話も以前はあったんですけれども、そんな意味で、非常にこの空き家の増えている中で、取り壊しというのはやはり大事な一つでないかなと思っております。

そんなことも含めて、古くなってきて、家が、人が住まなくなってきたので、壊してしまうというのも大事ですけれども、それを、空き家を利用して、県外も含めて新しい人が住んでくれるということにもつながるといことが大切ということで、この今回の「住みたい徳島」推進事業、1,350万円が上がったと思います。これの概要についてお尋ねをします。

渡邊住宅課長

喜多委員御指摘のとおり、空き家対策を進めるということは、地方創生につながると、また、徳島回帰、若者定住にも処方箋になるものと考えております。こうした認識のもと、本県では、空き家対策の先進県となるべく、必要な対策を速やかに講じていきたいと考えております。

その上で、9月補正予算におきまして、まず、挙県一致で空き家対策を推進する体制を整備するため、仮称でございますが、「とくしま回帰」空き家等利活用推進協議会の設置、また、2点目といたしまして、全国初となります空き家の利活用のコーディネートを含めたワンストップの総合窓口といたしまして、これも仮称でございますが、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターの創設、3点目といたしまして、全国初となります、利活用可能かどうかを判定するため、建築士会と連携いたしまして、とくしま地方創生空き家判定士制度の登録認証制度の創設、その判定に当たってのマニュアルの整備等を行います。4点目といたしまして、空き家の利活用の機運を高めるためのシンポジウムの開催等を行うための費用を計上させていただいております。

喜多委員

空き家等利活用推進協議会、仮称であろうと思いますけれども、設置とか、住宅対策総合支援センターの創設とかということで、これから是非とも頑張っていただきたいと思います。私も市内をいろいろと見る中で、新しい家でもおばあちゃんがいて、その人がいなくなったら、立派な家で、これはまだまだ使えるなど、あと50年、60年使えるなど思っていた家が、次に回ってきたら更地になってしまってもうないんですね。本当にもったいないなと思っております。それが1軒や2軒、多分、そして、徳島市内以外はあんまりわかりませんが、県下全体でもこんな家がたくさんあるんじゃないかなと思う中で、住む人がどんな人とか、いろいろ具体的にはこれからと思いますけれども、是非ともこの事業を進めていただいて、それが徳島の人口増にもつながるようなことになったら、とても効果があると思います。とりあえずの予算、1,350万円の値打ちはあるなど思っております。それぞれ個人の自由があったり、個人のいろいろな思いがあったりで、なかなか思うようにいかないと思いますけれども、個人の財産でありながら、大きくにはやっぱりもっともって皆が使えるようなことができたらいいなということを思っておりますので、是非ともこの事業も進めていってほしいなと思っております。

それと、今度の高速自動車道対策事業ということで1億円、四国横断自動車道の徳島インターチェンジが完成して、今、供用しておりますけれども、それから、マリンピアまで

の徳島東インターチェンジまで、これは、あと残りどのぐらいあって、どれだけの事業でどう進めるのか、大体で結構ですので教えてください。

神野高規格道路課長

委員より今回の補正についての御質問でございます。今回補正をお願いいたしております高速自動車道対策事業費につきましては、四国横断自動車道徳島東から徳島ジャンクション間の用地事務を迅速かつ円滑に進めるため、西日本高速道路株式会社及び徳島市から受託をいたしまして、用地取得に必要な測量や物件調査を一括して実施するものでございます。既に設計協議済みでございます三村地区、それから米津干拓地区の2地区につきましては、当初予算によりまして、現在、用地測量を鋭意進めさせていただいております。残る旭野・小松・下別宮地区につきましては、去る8月29日に2回目となります設計協議を開催するなど、合意に向けた協議を進めておるところでございます。そのうち、進捗状況を見据えまして、今回、補正予算として、同地区の用地測量や物件調査に必要な1億円をお願いするものでございます。これによりまして、調印後、速やかに用地測量等を実施し、用地取得に向けた高速道路の受け皿づくりを進めるとともに、平成31年度の供用に向けまして整備促進に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

喜多委員

平成31年度ということで、期待しておりますので、是非とも頑張ってくださいと思います。

それと、冒頭にちょっとだけお話しさせていただきましたように、いろいろ思わぬというか、想定外という言葉は今禁句ということになっておりますけれども、この間の台風18号に伴う豪雨災害ということで、東日本を思い出すような、津波を思い出すような、川の決壊ってこんな感じだなというのを、初めてというか、改めてその怖さを認識いたしました。避難については危機管理部のほうでありますけれども、徳島県も暴れ川と言われる吉野川を中心にいろいろと河川がありまして、その対策がいろいろ進められておりますけれども、本委員会において、状況というか、どうなっておるといふか、調査というか、できてないかもわかりませんが、わかっている範囲で、どのような状況でどのようなことをしたかということをお尋ねしたいと思います。

綿貫水資源・流域振興室長

まず、吉野川のほうから答弁させていただきます。国におきましては、平成24年7月に九州の矢部川で発生した堤防決壊による大きな浸水被害、これがあつたことから、洪水等による堤防の決壊や漏水などが予想され、水防上、特に必要な重要水防箇所への堤防につきまして点検等を実施しており、この中で、吉野川水系では、国が管理します堤防延長204.4キロメートルのうち、重要水防箇所である114.3キロメートルの堤防について実施し、流下能力が不足している箇所として、阿波市の勝命箇所、また、美馬市の脇町第一箇所

所、東みよし町の加茂第二箇所3か所、延長約5.8キロメートル、また、旧吉野川では、松茂の中喜来地区、広島地区、北島町の新喜来地区の3か所、延長2.6キロメートル、合計6か所、延べ延長8.4キロメートルが確認をされております。これらは、いわゆる流下能力が不足するというのが確認されています。この6か所につきましては、現在、堤防整備が鋭意進められている状況でございます。

また、堤防の決壊等につながります堤防のいわゆる浸透でございますが、これに対する安全性が不足している箇所として、石井町の石井箇所、吉野川市の川島箇所、また、阿波市の西林箇所の3か所、延長約0.8キロメートルが確認されております。このうち、石井箇所につきましては、今年度に工事を実施する予定であると聞いております。残りの川島箇所、また西林箇所の浸透対策につきましても、早期に工事着手ができますよう、現在、国に働きかけておりますし、災害を未然に防止する災害予防の観点に立ち、流域の皆さんに安全・安心、これを実感していただけるよう、引き続き国と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

喜多委員

わかりました。これからも整備に向かって、莫大な経費が要すると思いますけれども、いろいろな面を利用して命を守るために頑張っていただきたいなと思います。

常総市の決壊した場所については、いきなりぱかっと堤防が破壊していくのではなく、上を越流して、それが外側のほうというか、いわゆる堤内地でなく、人家側のほうの堤防がだんだん崩れていって、それで一気に決壊したというお話をしておりましたけれども、吉野川についても、もともとは土で盛った堤防ですから、水の力が強いのか、土の力がこれに耐えられることができるかということで、持ちこたえたり決壊したりするのだらうと思います。できたら、政策監も含めて、一遍早急に見に行っていきたいなと思いますけれども、そんな予定というか、やっぱり今の時点で早いほうがいいと思いますし、徳島にとって川というのは命でありますと同時に大切なものでありますので、それを今の時点で、議会があつたりで大変だらうと思いますけれども、是非とも行ってほしいなと思いますけれども、どうでしょうか。

北川河川整備課長

今回の台風18号、17号の被害を受けまして、これまでも堤防を初めとする河川管理施設については、日ごろから河川パトロールを実施し、護岸の損傷や異常洗掘など、変状の早期発見に努めているところでございます。今回の被害を受けまして、堤防が決壊したといったことだったのでございますので、翌日、9月11日でございますが、重要水防区間を中心に改めて点検を実施するよう、緊急点検を各庁舎に指示しております。今後とも、災害を未然防止する災害予防の観点に立ちまして、流域にお住まいの皆様が安全・安心を実感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

喜多委員

これから頑張っていたいただきたいなと思います。国土交通大臣も行きました。総理も行きました。政策監もどうですか。

瀬尾県土整備部副部長

今もお話ししましたように、まず、現場のほうでしっかりと点検を早急にやっております。また、今まだ着任して間もないところなので、この議会終了後にでもまたスケジュールをあけて行っていただきたい、連れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

喜多委員

できる機会がありましたら、行って現場を見ていただきたいなと思います。

それと、東日本は本県からの職員等が何名か行っておるようでございますけれども、向こうのほうから要望があるかないかもわかりませんが、あつた場合は是非とも応えていただきたいなと思いますので、行ける段取りができれば、要望に応じて、徳島県のためにも、もちろん現場復旧も含めて頑張っていたいただきたいなと思っております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時42分）